

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日が休日とする場合)

鳥取県告示第五百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大原千町土地改良区の定款の変更を昭和五十五年七月三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、光徳土地改良区の定款の変更を昭和五十五年七月二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥獣保護区の設定についての公聴会の開催
保安林の指定の解除
解除予定の保安林

公有水面の埋立てに関する工事のしゆん功の認可

告 示

◇告示

土地改良区の定款の変更の認可（二件）

新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定
土地改良法による換地計画の適否の決定（二件）

土地改良事業計画等の適否の決定

土地改良事業の認可

昭和五十五年五月六日付けで羽合土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（羽合浜地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第五百五十八号

昭和五十五年五月六日付けで羽合土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（羽合浜地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年七月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場及び東伯郡羽合町大字久留一九一一羽合土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十九号

昭和五十五年六月二十三日付けで西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から申請のあつた西伯地区猶小路工区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とのおり告示する。

昭和五十五年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年七月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十五年七月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十二号

昭和五十五年五月十九日付けで東伯郡東郷町大字野花四六七番地山田忠義ほか二十三人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及び規約については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年七月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十三号

若桜町から申請のあつた町営土地改良（野地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年六月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百六十三号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第四十八条第一項の規定により告示する。

昭和五十五年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 日時 昭和五十五年八月五日午前十時から

二 場所 鳥取市東町一丁目一七一番地

鳥取県庁第二庁舎第二十八会議室

三 案件 鳥獣保護区を設定することについて
設定に係る鳥獣保護区

名 称	位 置
久松山鳥獣保 護区	鳥取市東町一丁目、栗谷町、馬場町、上町、丸山町、覚寺、 田護寺、百谷及び小西谷地内

鳥取県告示第五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百六十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八三の二七一（次の図に示す部分に限
る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び氣
高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百六十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に

基づき、次のとおり公有水面の埋立てに關する工事のしゆん功を認可した

ので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

指定理由の消滅

- 一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市三津字大浜一〇七二の二八九
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

田後港湾管理者 鳥取県

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十三年十二月二十七日 鳥取県指令受港第七十七号

三 しゅん功認可の年月日

昭和五十五年七月四日

四 埋立区域

一工区

(一) 位置

岩美郡岩美町大字浦富一タ股三、一九一番二地先の公有水面

(二) 区域

①の地点から②の地点を通り③の地点に至る一九七八年の秋分の満潮位 (D・L+○・三八七メートル。以下同じ。)における公有水面と陸地との境界線、③の地点から④の地点に至る一九七八年の秋分の満潮位における公有水面と防砂堤との境界線及び①の地点と④の地点とを直線で結ぶ線により囲まれた区域。ただし、

A島 (⑤の地点 (松島燈台 (北緯三五度三五分三四秒〇六東経一三四度一九分〇八秒六九) から一七六度四三分四六秒二六四・〇メートルの地点) から、⑥の地点 (松島燈台から一七八度四九分五一秒二五九・五メートルの地点) を通り⑦の地点に至る一九七

八年の秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域) を除く。

①の地点 松島燈台から一七三度二三分二六秒

二六九・〇メートルの地点

②の地点 松島燈台から一八一度五六分五三秒

二九一・五メートルの地点

③の地点 松島燈台から一九〇度三〇分〇三秒

二四〇・〇メートルの地点

④の地点 松島燈台から一九〇度五六分〇五秒

二三八・五メートルの地点

(二) 面積

二、三六九・五八平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

岩美町役場